

1. 憲法

1. 次の文章は日本国憲法の条文である。□に入る適当な語句を解答欄に記入せよ。
(6点)

- (1) 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する□アが
発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。
- (2) 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するそ
の他の事項に関しては、法律は、□イと両性の本質的平等に立脚して、制定
されなければならない。
- (3) 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を
有し、法律の範囲内で□ウを制定することができる。
- (4) 両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、
性別、□エ、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない。
- (5) 裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定さ
れた場合を除いては、□オによらなければ罷免されない。裁判官の懲戒処分
は、行政機関がこれを行ふことはできない。
- (6) 法律及び政令には、すべて主任の国务大臣が署名し、内閣総理大臣が□カ
することを必要とする。

2. 次のア～クのうち、正しいものには○、正しくないものには×を解答欄に記入せよ。
(4点)

- ア. 賃金、就労時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
- イ. 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。
- ウ. 両議院の議員は、法律の定めるところにより、国費から相当額の歳費を受ける。
- エ. 出席議員の3分の1以上の要求があれば、各議員の表決は、これを会議録に記載しなければならない。
- オ. 参議院が、衆議院の可決した法律案を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて60日以内に、議決しないときは、衆議院は、参議院がその法律案を否決したものとみなすことができる。
- カ. 内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の議決で、これを任命する。この任命は、他のすべての案件に先だつて、これを行ふ。
- キ. 国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。
- ク. 最高裁判所は、その長たる裁判官及び法律の定める員数のその他の裁判官でこれを構成し、その長たる裁判官以外の裁判官は、内閣でこれを任命する。

2. 民法

1. 次の文章は民法の条文である。□□□□に入る適当な語句を解答欄に記入せよ。

(6点)

- (1) 当事者が債務の □□□□ ア □□□□ を変更する契約をしたときは、その債務は、更改によって消滅する。
- (2) 数人の債権者又は債務者がある場合において、別段の意思表示がないときは、各債権者又は各債務者は、それぞれ □□□□ イ □□□□ で権利を有し、又は義務を負う。
- (3) 相続債権者及び受遺者は、□□□□ ウ □□□□ で、相続財産の競売又は鑑定に参加することができる。この場合においては、第二百六十条第二項の規定を準用する。
- (4) 保証債務は、主たる債務に関する利息、□□□□ エ □□□□、損害賠償その他その債務に従たるすべてのものを包含する。
- (5) □□□□ オ □□□□ は、当事者の一方がある物の使用及び収益を相手方にさせることを約し、相手方がこれに対してその賃料を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。
- (6) 寄託は、当事者の一方が相手方のために □□□□ カ □□□□ をすることを約してある物を受け取ることによって、その効力を生ずる。

2. 次のア～クのうち、正しいものには○、正しくないものには×を解答欄に記入せよ。

(4点)

- ア. 未成年後見人を指定することができる者は、遺言で、未成年後見監督人を指定することができる。
- イ. 夫婦が法定財産制と異なる契約をしたときは、婚姻の提出までにその登記をしなければ、これを夫婦の承継人及び第三者に対抗することができない。
- ウ. 数人が連帯債務を負担するときは、債権者は、その連帯債務者の一人に対し、又は同時に若しくは順次にすべての連帯債務者に対し、全部又は一部の履行を請求することができる。
- エ. 親権を行う者は、子の監督及び教育をする権利を有し、義務を負う。
- オ. 指名債権の譲渡は、譲渡人が債務者に通知をし、又は債務者が承諾をしなければ、債務者その他の第三者に対抗することができない。
- カ. 債権の目的が特定物の引渡しであるときは、債務者は、その引渡しをするまで、善良な管理者の注意をもって、その物を保存しなければならない。
- キ. 法人は、その設立の日から、主たる事務所の所在地においては三週間以内に、その他の事務所の所在地においては四週間以内に、登記をしなければならない。
- ク. 他人の権利を売買の目的としたときは、売主は、その権利を取得して買主に移転する義務を負う。

3. 商法

1. 次の文章は商法の条文である。□に入る適当な語句を解答欄に記入せよ。

(6点)

- (1) 船舶所有権の移転は其登記を為し且船舶国籍証書に之を記載するに非されは之を以て□ア□に対抗することを得ず
- (2) 旅客か発航前に死亡、疾病其他一身に関する不可抗力に因りて航海を為すこと能はざるに至りたるときは船舶所有者は運送賃の□イ□を請求することを得
- (3) 傭船者が□ウ□に運送品の船積を為さざりしときは契約の解除を為したるものと看做す
- (4) 船舶債権者の□エ□は運送賃に付ては其□エ□の生したる航海に於ける運送賃の上にのみ存在す
- (5) 船長は□オ□及び運送契約に関する書類を船中に備へ置くことを要す
- (6) 船長は航海中最も□カ□の利益に適すべき方法に依りて積荷の処分を為すことを要す

2. 次のア～クのうち、正しいものには○、正しくないものには×を解答欄に記入せよ。

(4点)

- ア. 船舶所有者は特に帳簿を備へ之に船舶の利用に関する一切の事項を記載することを要す
- イ. 船籍港外に於て船舶か修繕すること能はざるに至りたるときは船長は管海官庁の認可を得て之を競売することを得
- ウ. 船舶所有者は傭船者又は荷送人に対し発航の当時船舶か安全に運航を為すに堪ふることを担保す
- エ. 傭船者又は荷送人は積荷期間内に運送に必要な書類を船長に交付することを要す
- オ. 船舶所有者の傭船者、荷送人又は荷受人に対する債権は1年を経過したるときは時効に因りて消滅す
- カ. 傭船者又は荷送人は船長又は之に代はる者の請求に因り船荷証券の謄本に署名して之を交付することを要す
- キ. 旅客の航海中の食料は船舶管理者の負担とす
- ク. 共同海損に非ざる損害又は費用か其計算に関する費用を算入せずして保険価額の100分の2を超えざるときは保険者は之を填補する責に任せず

4. 国土交通省設置法

1. 国土交通省設置法第4条に規定されている事務のうち、次に掲げる事務を分掌する国土交通省の地方支分部局を下記の語群((イ)~(ホ))から1つ選び、その記号を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) 都市交通その他の地域的な交通に関する基本的な計画及び地域における交通調整に関すること。
- (2) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関すること。
- (3) 河川、水流及び水面の整備、利用、保全その他の管理に関すること。
- (4) タンカー油濁損害賠償保障契約及び一般船舶油濁損害賠償等保障契約並びに油による汚染損害の補償のための国際基金に関すること。
- (5) 航空機の安全の確保及び航空機の航行に起因する障害の防止並びに航空機の航行の安全の確保に関すること。

(イ) 経済産業局

(ロ) 地方整備局

(ハ) 地方運輸局

(ニ) 地方農政局

(ホ) 地方航空局

2. 国土交通省の地方支分部局である地方運輸局において、次に掲げる事務を所管している内部組織を、「〇〇部」の形で解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) 船員の教育及び養成に関すること。
- (2) 港湾運送及び港湾運送事業の発達、改善及び調整に関すること。
- (3) 海技士及び小型船舶操縦士の免許、船舶職員及び小型船舶操縦者の資格及び定員並びに水先に関すること。
- (4) 海事代理士に関すること。
- (5) 船舶のトン数の測度及び登録に関すること。

5. 船員法

1. 次の文章中、に入れるべき適当な語句又は数字を解答欄に記入せよ。

(12点)

- (1) 船員法及び船員法に基いて発する命令のうち船舶所有者に関する規定は、船舶共有の場合には、アに、船舶貸借の場合には、イに、船舶所有者、ア及びイ以外の者が船員を使用する場合には、その者にこれを適用する。
- (2) 国土交通大臣は、雇入契約の成立等の届出があったときは、その雇入契約が航海の安全又は船員の労働関係に関する法令の規定に違反するようなことがないかどうか及び当事者の合意が充分であったかどうかをウするものとする。
- (3) 船員の給料その他の報酬は、船員労働のエに基き、且つ船員の経験、能力及び職務の内容に応じて、これを定めなければならない。
- (4) 給料その他の報酬は、その全額をオで、直接船員に支払わなければならない。
- (5) 船舶所有者が海員に与えるべき休日は、カについて一週間当たり平均一日以上とする。
- (6) 船長は、船舶の航海の安全を確保するためキがあるときは、労働時間の制限を超えて海員を作業に従事させ、又は補償休日において海員を作業に従事させることができる。
- (7) 有給休暇を与うべき時期及び場所については、船舶所有者と船員とのクによる。
- (8) 未成年者が船員となるには、ケの許可を受けなければならない。
- (9) 船員がコ負傷し、又は疾病にかかったときは、船舶所有者は、その負傷又は疾病がなおるまで、その費用で療養を施し、又は療養に必要な費用を負担しなければならない。
- (10) 国土交通大臣は、法令又はサに違反する就業規則の変更を命ずることができる。
- (11) シの職務は、船舶の位置、針路及び速力の測定、見張り、気象及び水象に関する情報の収集及び解析、船舶の操縦、航海機器の作動状態の点検、係船索及びいかりの取扱い、船内の巡回、船外との通信連絡、火災その他の災害の発生時における応急措置の実施並びにこれらの業務に関する引継ぎ及び記録の作成とする。

2. 船舶が滅失したものと推定されるのはどのようなときかを述べよ。(1点)

3. 海員の定義を述べよ。(3点)

4. 海員に時間外労働を行わせる際、船舶所有者は国土交通大臣に労使協定を届け出でなければならないが、当該労使協定に含まなければならない事項を4つ記しなさい。

(4点)

6. 船員職業安定法

1. 船員職業安定法に関する次の文章中、 内に入るべき適切な語句を下欄から選び、その番号を回答欄に記入せよ。(5点)

- (1) 船員職業安定法で「無料船員職業紹介事業者」とは、無料の船員職業紹介事業の許可を受けて、又は学校等の行う無料の船員職業紹介事業の ア を行って、無料の船員職業紹介事業を行う者をいう。
- (2) 船員職業安定法で「派遣船員」とは、船舶所有者が イ 雇用する船員であって、船員派遣の対象となるものをいう。
- (3) ウ 等は、国土交通大臣の許可を受けたときは、無料の船員労務供給事業を行うことができる。
- (4) 船員派遣事業の許可の有効期間は、当該許可の日から起算して エ 年とする。
- (5) 船員派遣元事業主は、国土交通省令で定めるところにより、派遣就業に関し、 オ 台帳を作成し、当該台帳に派遣船員ごとに船員職業安定法第77条第1項各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- | | | | | | |
|-------|-------|--------|-----|-----|-----|
| ①登録 | ②届出 | ③登記 | ④周年 | ⑤常時 | ⑥期間 |
| ⑦労働組合 | ⑧船主団体 | ⑨公益法人 | ⑩1 | ⑪3 | ⑫5 |
| ⑬労務管理 | ⑭派遣元 | ⑮派遣元管理 | | | |

2. 次の文章のうち正しいものには○を、正しくないものには×を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) 無料の船員職業紹介事業を行う学校は、当該学校の卒業生についても船員職業紹介を行うことができる。
- (2) 無料船員職業紹介許可事業者は、国土交通大臣の許可を受けたときは、両替、質屋又は酒類の販売の業務を行うことができる。
- (3) 派遣先は、派遣船舶ごとに同一の業務について、船員派遣元事業主から1年を超えて5年以内の期間継続して船員派遣の役務の提供を受けようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、当該船員派遣の役務の提供を受けようとする期間を定めなければならない。

- (4) 船員派遣元事業主は、船員法第1条第1項に規定する船舶以外の船舶において就業させるための船員派遣（外国船舶派遣）を行ったときは、国土交通省令で定めるところにより、当該派遣の日から10日以内にその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

- (5) 船員派遣元事業主が船員法第1条第1項に規定する船舶以外の船舶において就業させるための船員派遣（外国船舶派遣）を行った場合、当該派遣船員は船員保険法第17条の規定による船員保険の被保険者に含まれるものとして、同法及び同法に基づく命令の規定が適用される。

7. 船舶職員及び小型船舶操縦者法

1. 次の文章中の [] に入れるべき適当な語句を解答欄に記入せよ。(8点)
- (1) 船舶職員及び小型船舶操縦者法は、[ア] として船舶に乗り組ませるべき者の資格並びに小型船舶操縦者として小型船舶に乗船させるべき者の資格及び遵守事項等を定め、もって船舶の [イ] を図ることを目的とする。
 - (2) 船舶職員及び小型船舶操縦者法の規定のうち船舶所有者に関する規定は、船舶共有の場合には船舶管理人に、船舶貸借の場合には船舶 [ウ] に適用する。
 - (3) 海技免状及び操縦免許証の有効期間は、[エ] とする。
 - (4) 海技免状及び操縦免許証の有効期間の更新を申請する者は、当該海技免状及び操縦免許証の有効期間が満了する日以前 [オ] 以内に、申請書類を提出しなければならない。
 - (5) 乗船履歴の乗船期間を計算するには、[カ] の日から起算し、末日は終了しないときでも [キ] として算入する。
 - (6) 二以上の海技免状の有効期間の更新を同時にする者は、申請により、当該二以上の海技免状の有効期間が更新された場合における当該海技免状の有効期間の起算日のうち最も [ク] 到来することとなる日を、これらの海技免状の有効期間の起算日とすることができる。
2. 次の文章中の [] に入れるべき適当な語句を解答欄に記入せよ。(6点)
- 海技試験(航海)を申請する者は、海技試験申請書に写真 [ア] 枚及び以下の(1)～(9)の書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。
- (1) [イ] 若しくは戸籍記載事項証明書又は本籍の記載のある [ウ] の写し
 - (2) 海技士又は小型船舶操縦士にあつては、海技免状又は [エ] の写し
 - (3) 学校卒業(修了)者に対する [オ] の特例を受ける者にあつては、卒業証書の写し若しくは卒業証明書又は修了証書の写し若しくは修了証明書及び当該学校における修得単位証明書
 - (4) 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第32条の規定による乗船履歴の証明書
 - (5) 医師により試験開始期日前 [カ] 以内に受けた検査の結果を記載した海技士身体検査証明書
 - (6) 身体検査の省略を受けようとする者にあつては、身体検査第一種合格証明書又は身体検査第二種合格証明書
 - (7) 筆記試験に合格している者にあつては、筆記試験合格証明書
 - (8) 一部の試験科目について筆記試験の免除を受けようとする者にあつては、当該科目に係る筆記試験科目免除証明書
 - (9) 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第55条の規定による学科試験の免除を受けようとする者にあつては、船舶職員養成施設の発行する修了証明書

3. 船舶職員及び小型船舶操縦者法第23条の36に規定された小型船舶操縦者が遵守しなければならない事項を3つあげよ。(3点)

4. 五級海技士(航海)の試験を受けるには、総トン数10トン以上の船舶に乗り組み3年以上船舶の運航に携わった履歴、又は、総トン数20トン以上の船舶に六級海技士(航海)の資格で船長又は航海士として1年以上乗り組んだ履歴が必要である。

今ここに、

① 総トン数17トンの船舶に乗り組み、1年4ヶ月船舶の運航に携わった履歴と、

② 総トン数96トンの船舶に、六級海技士(航海)の資格で、一等航海士として6ヶ月乗り組んだ履歴

の2つの異なる乗船履歴を有する者の場合

(1) この者は、五級海技士(航海)の試験を受けるのに必要な乗船履歴を有しているか否か。有しているなら○、有していないなら×を解答欄に記入せよ。(1点)

(2) その理由を述べよ。(2点)

8. 海上運送法

1. 次の文章中 内に入るべき適当な語句を解答欄に記入せよ。(6点)
- (1) 海上運送法において「旅客定期航路事業」とは、旅客船 (ア) の旅客定員を有する船舶をいう。) により人の運送をする定期航路事業をいう。
- (2) 一般旅客定期航路事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令の定める手続により、休止又は廃止の日の イ) までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。
- (3) 旅客不定期航路事業を営む者は、次に掲げる航路において運送する場合を除き、 ウ) の運送をしてはならない。
- 一 陸上と船舶その他の海上の特定の場所との間の航路
 - 二 起点が終点と一致する航路であって エ) のないもの
- (4) 地方運輸局長は、その権限に属する一般旅客定期航路事業、 オ) 又は旅客不定期航路事業の停止の命令をしようとするときは、 カ) 法第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
2. 次の文章の内容について、該当する記号を選択し回答欄に記入せよ。(4点)
- (1) 一般旅客定期航路事業者は、指定区間に係るその事業を廃止しようとするときは、どのような手続を行わなければならないか。
- ア. 廃止する旨の認可申請を行う。
 - イ. 廃止の日から30日以内にその旨を届け出る。
 - ウ. 廃止の日の30日前までにその旨を届け出る。
 - エ. 廃止の日の6月前までにその旨を届け出る。
- (2) 法第19条第1項に規定されているサービスの改善に関する命令によって変更を命ぜることができない事項とは何か。
- ア. 船舶運航計画を変更すること
 - イ. 運賃を変更すること
 - ウ. 事業計画を変更すること
 - エ. 運送約款を変更すること
- (3) 特定旅客定期航路事業の許可基準となっていないものは何か。
- ア. 当該事業に使用する船舶、係留施設その他の輸送施設が当該航路における輸送需要の性質及び当該航路の自然的性質に適応したものであること。
 - イ. 当該事業の計画が輸送の安全を確保するため適切なものであること。
 - ウ. 当該事業を自ら適確に遂行するに足る能力を有するものであること。
 - エ. 当該事業の開始によって船舶交通の安全に支障を生ずるおそれのないものであること。
- (4) 人の運送をする不定期航路事業を営もうとする者は、国土交通大臣にいつ届け出なければならないか。
- ア. 事業開始の日から30日以内
 - イ. 事業開始の日の30日前まで
 - ウ. 事業開始の日まで
 - エ. 事業開始後速やかに

9. 港湾運送事業法

1. 次の文章のうち、正しいものには○を、正しくないものには×を解答欄に記入せよ。
(5点)

- (1) 港湾運送事業法上の港湾運送事業の種類は、一般港湾運送事業、港湾荷役事業、はしけ運送事業、いかだ運送事業、検数事業、鑑定事業、検量事業の7種類である。
- (2) 港湾運送事業法上の港湾運送事業とは、他人の需要に応じて行う行為であって営利を目的として港湾運送を行う事業をいう。
- (3) 検数とは、船積貨物の積込又は陸揚を行うに際してその貨物の容積又は重量の計算又は証明をいう。
- (4) 一般港湾運送事業者が港湾運送約款を変更しようとするときは、国土交通大臣（地方運輸局長）の認可を受けなければならない。
- (5) 港湾運送事業者は、利用者に対し、收受した運賃及び料金の割戻をすることができる。

2. 次の文章は、港湾運送事業法に関する文章である。□内に入れるべき語句を下欄の語群から選び、その番号を回答欄に記入せよ。(5点)

- (1) 港湾運送事業者は、その□アを他人に港湾運送事業のため利用させてはならない。
- (2) 港湾運送事業者は、運賃及び料金並びに港湾運送約款を□イにおいて利用者の見やすいように掲示しなければならない。
- (3) 一般港湾運送事業者は、その責に帰すべからざる事由により貨物の引渡をすることができないときは、□ウの費用をもつて、これを倉庫営業者に寄託することができる。
- (4) 国土交通大臣は、災害の救助その他□エの維持のため必要な港湾運送であり、且つ、自発的に当該業務を行う者がいない場合又は著しく不足する場合に限り、港湾運送事業者を指定して貨物の取扱又は運送等を命ずることができる。
- (5) 港湾運送事業法は、□オを確立し、港湾運送事業の健全な発達を図り、もつて公共の福祉を増進することを目的とする。

— 語 群 —

- ① 港湾管理者 ② 当該事業者 ③ 各地方運輸局 ④ 営業所 ⑤ 港湾管理者の事務所
- ⑥ 荷役機械 ⑦ 名義 ⑧ 荷受人 ⑨ 荷送人 ⑩ 公共の安全 ⑪ 港湾運送に関する秩序
- ⑫ 利用者の利便

10. 内航海運業法

1. 次の文章は内航海運業法の条文である。[ア]～[コ]に入る適当な語句を解答欄に記述せよ。(10点)

- (1)この法律は、内航運送の円滑かつ適確な運営を確保することにより、内航海運業の健全な発達を図り、もつて[ア]を増進することを目的とする。
- (2)総トン数百トン以上又は長さ三十メートル以上の船舶による内航海運業を営もうとする者は、国土交通大臣の行う[イ]を受けなければならない。
- (3)総トン数百トン未満の船舶であつて長さ三十メートル未満のものによる内航海運業を営む者は、事業開始の日から[ウ]日以内に、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。
- (4)内航海運業者（船舶の[エ]をする事業のみを行う者を除く。）は、不特定多数の荷主に係る物品の運送に従事するものとして国土交通省令で定める船舶により内航運送をする事業を行おうとするときは、当該内航運送をする事業に関し、[オ]を定め、その実施前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- (5)[カ]は、国土交通省令で定める基準に従い、船舶の運航の管理に関する責任者（以下「運航管理者」という。）の選任等船舶の運航の管理の組織並びに実施の基準及び手続に関する事項その他輸送の[キ]を確保するため内航海運業者及びその従業員が遵守すべき事項を定めたものでなければならない。
- (6)国土交通大臣は、内航海運業の健全な発達を図るため必要があると認めるときは、内航海運業者又は第三条第二項の届出をした者に対し、業務運営の改善、船質の改善その他当該事業の合理化に関し[ク]することができる。
- (7)国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、内航海運業者若しくは第三条第二項の届出をした者に対してその事業に関し国土交通省令で定めるところにより[ケ]をさせ、又はその職員に内航海運業者若しくは同項の届出をした者の営業所若しくはその事業の用に供する船舶に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- (8)地方運輸局長は、その権限に属する内航海運業の事業の停止の命令をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、[コ]を行わなければならない。

11. 港則法

1. 次の文章は港則法の条文である。□□□□内に入る適当な語句を解答欄に記入せよ。
(7点)

- (1) この法律は、港内における□□□□アの安全及び港内の□□□□イを図ることを目的とする。
- (2) 特定港内に停泊する船舶は、国土交通省令の定めるところにより、各々その□□□□ウ□□□□又は□□□□エの種類に従い、当該特定港内の一定の区域内に停泊しなければならない。
- (3) 特定港内においては、□□□□オ以外の船舶を□□□□カし、又はけい船しようとする者は、その旨を□□□□キに届け出なければならない。

2. 港則法に関する次の(1)～(3)の文章のうち、許可を必要とするものにはAを、届出を必要とするものにはBを、許可も届出も必要としないものにはCを解答欄に記入せよ。
(3点)

- (1) 特定港における危険物の積込
- (2) 特定港以外の法適用港の港域内でのヨットレース
- (3) 特定港以外の法適用港の港域内での船舶の進水

12. 海上交通安全法

1. 海上交通安全法に関する次の文章中、内に入れるべき適切な語句を解答欄に記入せよ。(7点)

- (1) 海上保安庁長官は、工事若しくは作業の実施により又は船舶の沈没等のの障害の発生によりのが生じ、又は生ずるおそれがある海域について、告示により、期間を定めて、当該海域を航行することができる船舶又は時間を制限することができる。
- (2) 海上交通安全法は、航路として東京湾に浦賀水道航路及び航路を、伊勢湾に伊良湖水道航路を、瀬戸内海に航路、備讃瀬戸東航路、宇高東航路、宇高西航路、備讃瀬戸北航路、備讃瀬戸南航路、水島航路及び来島海峡航路を定めている。
- (3) 海上交通安全法第30条第1項の規定に違反し、海上保安庁長官のを受けずに航路又はその周辺の政令で定める海域において工事又は作業を行った者は、以下の懲役又は3万円以下の罰金に処する。
- (4) 海上交通安全法に定める航路を航行しようとする巨大船の船長は、航路外から航路に入ろうとする日のまでに、船舶の名称等を当該航路を担当する海上交通センターの長に対して通報しなければならない。

2. 海上交通安全法に関する次の文章中、内に入れるべき適切な語句を下欄から選び、その番号を解答欄に記入せよ。(3点)

- (1) 海上交通安全法上、ばら積みの高圧ガスで引火性のものを積載した船舶のうち、危険物積載船に該当するものは、以上の船舶である。
- (2) 海上保安庁長官が進路を警戒する船舶の配備を指示することができるのは、以上の巨大船又は危険物積載船である巨大船に対してである。
- (3) 航路を航行する義務のある船舶は、以上の船舶である。

- | | | |
|--------------|------------|-------------|
| ①総トン数300トン | ②総トン数500トン | ③総トン数1000トン |
| ④総トン数25000トン | ⑤長さ50メートル | ⑥長さ150メートル |
| ⑦長さ200メートル | ⑧長さ250メートル | ⑨長さ300メートル |

1 3. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律

1. 次の文章中[]にあてはまる語句を下の語群の中から1つ選び、その番号を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) 船舶により未査定液体物質を輸送しようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、その旨を[]に届け出なければならない。
- (2) 海洋施設を設置しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより[]に届け出なければならない。
- (3) 船舶所有者は、船舶を廃棄物の排出に常用しようとするときは、当該船舶について[]の登録を受けなければならない。
- (4) 自家用廃油処理施設により廃油の処理を行なおうとする者は、施設の設置の工事の開始日(工事を要しないときは、その廃油の処理の開始の日)の[]前までに国土交通大臣に届け出なければならない。
- (5) 原動機製作者等は、当該原動機が船舶に設置される前に当該原動機からの窒素酸化物の放出量が政令で定める放出基準に適合するものであることについて、[]の行う確認を受けなければならない。

| | | |
|--|--|---------------------------------------|
| (1) (イ)国土交通大臣 (ロ)環境大臣 (ハ)海上保安庁長官 | (3) (イ)国土交通大臣 (ロ)海上保安庁長官 (ハ)地方運輸局長 | (5) (イ)国土交通大臣 (ロ)環境大臣 (ハ)地方運輸局長 |
| (2) (イ)国土交通大臣 (ロ)海上保安庁長官 (ハ)地方運輸局長 | (4) (イ)二十日 (ロ)四十日 (ハ)六十日 | |

2. 次の(1)から(5)の記述のうち、正しいものには○を、正しくないものには×を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) 海洋汚染等防止証書の有効期間は、三年(平水区域を航行区域とする船舶であつて国土交通省令で定めるものについては、国土交通大臣が別に定める期間)である。ただし、その有効期間が満了する時において、国土交通省令で定める事由がある船舶については、国土交通大臣は、三月を限りその有効期間を延長することができる。
- (2) 港湾管理者及び漁港管理者以外の者は、廃油処理事業を行おうとするときは、廃油処理施設ごとに、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

- (3) 港湾管理者及び漁港管理者である廃油処理事業者は、廃油処理施設の設置の場所、その収集の対象となる廃油を排棄する船舶の存する海域、廃油処理設備の種類及び能力、処理する廃油の種類のうちいずれかを変更しようとするときは、その変更に係る廃油処理施設の変更の工事の開始の日（工事を要しないときはその変更日）の六十日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- (4) 最大径十二メートル以上の大きさの船舶等を海洋に捨てようとする者は、その廃棄に関する計画が、政令で定める廃棄海域及び廃棄方法に関する基準に適合するものであることについて、あらかじめ、確認の申請書を提出して、国土交通大臣の確認を受けなければならない。
- (5) 海洋汚染等防止証書の交付を受けた検査対象船舶の船舶所有者は、当該海洋汚染等防止証書の有効期間中において国土交通省令で定める時期に、当該検査対象船舶に設置された海洋汚染防止設備等（ふん尿等排出防止設備を除く。）及び大気汚染防止検査対象設備並びに当該検査対象船舶に備え置き、又は掲示された海洋汚染防止緊急措置手引書等について国土交通大臣の行う中間検査を受けなければならない。

14. 船舶法

1. 次の文章は船舶法の条文である。□□□□に入れるべき適切な語句を以下の語群から1つ選び、その番号を解答欄に記入せよ。(10点)

- (1) 日本船舶ノ□□□□ハ日本ニ□□□□ヲ定メ其□□□□ヲ管轄スル管海官庁ニ船舶ノ総トン数ノ□□□□ヲ申請スルコトヲ要ス
- (2) 日本船舶ハ□□□□ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外船舶国籍証書又ハ□□□□ヲ請受ケタル後ニ非サレハ日本ノ国旗ヲ掲ケ又ハ之ヲ□□□□セシムルコトヲ得ス
- (3) 船舶国籍証書カ□□□□シタルトキハ船舶所有者ハ其事実ヲ知リタル日ヨリ□□□□内ニ更ニ之ヲ請受クルコトヲ要ス
- (4) 外国ニ於テ交付スル仮船舶国籍証書ノ有効期間ハ□□□□ヲ超ユルコトヲ得ス
日本ニ於テ交付スル仮船舶国籍証書ノ有効期間ハ□□□□ヲ超ユルコトヲ得ス

| | | | | |
|-------------|-------------|-------------|-----------|---------|
| 1. 船長 | 2. 進水 | 3. 登録 | 4. 毀損 | 5. 条例 |
| 6. 建造 | 7. 登記 | 8. 法令 | 9. 改測 | 10. 滅失 |
| 11. 測度 | 12. 失効 | 13. 航行 | 14. 訓令 | 15. 所有者 |
| 16. 一週間 | 17. 一个月 | 18. 一年 | 19. 二週間 | 20. 二年 |
| 21. 船籍港 | 22. 船籍票 | 23. 代表者 | 24. 本拠地 | 25. 造船者 |
| 26. 三週間 | 27. 三个月 | 28. 三年 | 29. 六个月 | 30. 測度地 |
| 31. 船舶件名書 | 32. 定係港 | 33. 国際航海 | 34. 国籍証明書 | |
| 35. 有効期間ヲ満了 | 36. 仮船舶国籍証書 | 37. 登録事項証明書 | | |

2. 次の文章は、船舶法体系について記載した内容であるが、□□□□に入れるべき適切な語句を以下の語群から1つ選び、その番号を解答欄に記入せよ。(10点)

- (1) 日本船舶を共有する場合は、共有者の□□□□が日本船舶を所有できる者でなければならない。
- (2) 日本船舶は船首両舷の外部に船名、船尾外部の見やすい場所に船名及び□□□□を標示しなければならない。
- (3) 船舶法施行細則の規定により管海官庁に書類を提出すべき場合に代理人を使用するときは、その□□□□を証する書面を添付しなければならない。

- (4) 船舶国籍証書の記載事項の変更による書換を申請するときは、の申請と同時に
行わなければならない。
- (5) 日本船舶の所有者は、国土交通大臣の指定した期日又は延期された期日までに船舶
国籍証書を管海官庁に提出し、を受けなければならない。
- (6) 日本船舶の所有者が国土交通大臣の指定した期日又は延期された期日までに船舶
国籍証書を提出しないときは、その船舶国籍証書は効力を失う。この場合、船籍港
を管轄する管海官庁は船舶原簿について職権をもってを行う。
- (7) 日本船舶が外国に航行する途中において船舶国籍証書が滅失もしくは毀損し、又
は記載事項に変更が生じたときは、は最初に到着した地において仮船舶国籍
証書の交付を受けることができる。
- (8) 船舶国籍証書又は仮船舶国籍証書を返還すべき場合に返還されないときは、それ
らがであることを官報に告示する。
- (9) 管海官庁は船舶の総トン数、登録又は標示に関し必要があると認めるときは、何
時でも官吏を船舶に臨検させることができる。これを拒み、妨げ又は忌避した者は
以下の罰金に処せられる。
- (10) 総トン数未満の船舶については、船舶所有者の申請により信号符字を点附
し、又は取り消すことができる。

| | | | | |
|------------|------------|-----------|-----------|----------|
| 1. 消印 | 2. 船長 | 3. 書換 | 4. 国籍 | 5. 測度 |
| 6. 理由 | 7. 検認 | 8. 無効 | 9. 改測 | 10. 全員 |
| 11. 身分 | 12. 権限 | 13. 不存在 | 14. 造船地 | 15. 代表者 |
| 16. 船籍港 | 17. 未返還 | 18. 再交付 | 19. 変更登記 | 20. 存否不明 |
| 21. 所有者名 | 22. 30万円 | 23. 50万円 | 24. 100万円 | |
| 25. 抹消登録 | 26. 1人以上 | 27. 抹消登記 | 28. 船舶所有者 | |
| 29. 2分の1以上 | 30. 3分の2以上 | 31. 変更登録 | 32. 進水の年月 | |
| 33. 100トン | 34. 200トン | 35. 500トン | 36. 船舶管理人 | |

15. 船舶安全法

1. 次の各文は、船舶安全法に関するものである。□内に入れるべき最も適当な文言を回答欄に漢字で記入せよ。(10点)

- (1) 日本船舶ハ本法ニ依リ其ノ□ア□ヲ保持シ且人命ノ□イ□ヲ保持スルニ必要ナル施設ヲ為スニ非ザレバ之ヲ□ウ□ノ用ニ供スルコトヲ得ズ
- (2) □エ□ノ有効期間ハ五年トス但シ旅客船ヲ除キ□オ□区域ヲ航行区域トスル船舶又ハ小型船舶ニシテ国土交通省令ヲ以テ定ムルモノニ付テハ□カ□年トス
- (3) 管海官庁ハ船舶ノ□キ□ニ関スル事項ヲ記録スル為最初ノ定期検査ニ合格シタル船舶ニ対シテ□ク□ヲ交付スベシ
- (4) 第一章ノ規定ニ依ル検査、認定、認可、型式承認若ハ検定又ハ検査若ハ検定ニ関スル書類ノ再交付若ハ□ケ□ヲ受ケントスル者ハ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ実費ヲ勘案シタル額ノ□コ□ヲ国ニ納付スベシ

2. 次の文章は、船舶安全法に関するものである。□内に入れるべき最も適当な語句を語群から選び、その番号を解答欄に記入せよ。なお、同じ語句を2回以上用いてはならない。(10点)

- (1) 小型船舶とは、□ア□未満の船舶をいう。
- (2) 旅客船とは、□イ□を超える旅客定員を有する船舶をいう。
- (3) □ウ□とは東は東経百七十五度、南は南緯十一度、西は東経九十四度、北は北緯六十三度の線により囲まれた水域をいう。
- (4) 沿海区域を航行区域とする□エ□以上の船舶には、□オ□の標示が必要である。
- (5) 船舶安全法第五条による検査(定期検査等)は□カ□を管轄する管海官庁が行う。
- (6) 船舶検査証書を受有しない船舶を臨時に航行の用に供するときには、□キ□を受けなければならない。管海官庁は、□キ□に合格した船舶に対して□ク□を交付する。
- (7) □ケ□を受けた製造者が当該□ケ□物件を製造し、且つ管海官庁又は登録□コ□機関の□コ□を受けた場合には、当該物件に関する船舶安全法第五条の検査(特別検査を除く。)又は第六条の検査を省略する。

語群 (法律では表記が異なる場合があります)

1. 臨時検査 2. 製造認定 3. 20人 4. 型式証明 5. 満載喫水線 6. 12人
7. 長さ20メートル 8. 特別検査 9. 認定 10. 平水区域 11. 船舶の所在地
12. 検定 13. 沿海区域 14. 船舶所有者の所在地 15. 総トン数20トン
16. 臨時航行検査 17. 遠洋区域 18. 検査合格証 19. 臨時変更証
20. 臨時航行許可証 21. 長さ24メートル 22. 型式承認 23. 総トン数24トン 24. 検認
25. 船籍港 26. 近海区域 27. 船舶検査済票 28. 8人

16. 船舶のトン数の測度に関する法律

1. 次の文章は、「船舶のトン数の測度に関する法律」の条文を引用したものであるが、内に入るべき適当な語句を下から選び番号を解答欄に記入せよ。(10点)

- (1) 長さ二十四メートル以上の日本船舶の船舶所有者（当該船舶が共有されているときはア、当該船舶が貸し渡されているときはイ。以下同じ。）は、国土交通大臣から ウの交付を受け、これを船舶内に備え置かなければ、当該船舶を国際航海に従事させてはならない。
- (2) 船舶所有者は、次に掲げる場合には、その事実を知った日からエ以内に、国際トン数証書を国土交通大臣に返還しなければならない。ただし、国際トン数証書を返還することができない場合において国土交通大臣にその旨を届け出たときは、この限りでない。
- 一 船舶が滅失し、沈没し、又は解撤されたとき。
 - 二 船舶が日本のオを喪失したとき。
 - 三 船舶の存否がカ間不明になったとき。
 - 四 船舶が国際航海に従事する船舶でなくなったとき。
 - 五 船舶が長さ二十四メートル以上の船舶でなくなったとき。
- (3) キは、条約及び条約の附属書の規定に従い、主としてクに従事する船舶について、その大きさを表すための指標として用いられる指標とする。
- (4) ケは、船舶の航行の安全を確保することができる限度内における貨物等のコを表すための指標として用いられる指標とする。

- | | | | |
|---------------|-------------|-------------|--------------|
| 1. 筆頭所有者 | 2. 船舶管理人 | 3. 船舶共有者 | 4. 船舶借入人 |
| 5. 用船契約者 | 6. 運航管理者 | 7. 海事代理士 | 8. 船舶国籍証書 |
| 9. 仮船舶国籍証書 | 10. 総トン数証書 | 11. 国際トン数証書 | 12. 国際トン数確認書 |
| 13. 外国船舶トン数証書 | 14. 船籍票 | 15. 一週間 | 16. 二週間 |
| 17. 三週間 | 18. 一箇月 | 19. 二箇月 | 20. 三箇月 |
| 21. 登記 | 22. 国籍 | 23. 国際総トン数 | 24. 総トン数 |
| 25. 純トン数 | 26. 載貨重量トン数 | 27. 国内航海 | 28. 国際航海 |
| 29. 国内航路 | 30. 国際航路 | 31. 最大貨物量 | 32. 最大積載量 |

17. 造船法

次の文章の に入れるべき適当な語句を解答欄に記入せよ。(10点)

- (1) 鋼製の船舶以外の船舶で総トン数 ア トン以上又は長さ イ メートル以上のものの製造又は修繕をする事業を開始した者は、その事業を開始した日から二箇月以内に、その施設の概要及び事業計画を国土交通大臣に届け出なければならない。
- (2) 総トン数 ウ トン以上又は長さ エ メートル以上の鋼製の船舶の製造又は修繕をすることができる造船台、ドック又は引揚船台を備える船舶の製造又は修繕の施設を新設し、譲り受け、若しくは借り受けようとする者は、国土交通大臣の オ を受けなければならない。
ただし、平均潮高時における陸上耐圧部(せきとびらを有する場合は乾水できる部分を含む。)の長さが カ メートル未満の造船台若しくは引揚船台又はきよ底平坦部の長さが カ メートル未満のドックのみの場合については、その国土交通大臣の権限を地方運輸局長に キ している。
- (3) 設問(2)の施設を所有している者が、当該施設に備える造船台、ドック等の設備を船舶の製造又は修繕の用に供しないこととするときは、あらかじめ ク 報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。
- (4) 設問(2)の施設を所有し、又は借り受けている者は、毎年二回、国土交通大臣に対し生産高や新造船工程表等を報告事項とする ケ を提出しなければならない。
- (5) 造船法又は造船法施行規則の規定により国土交通大臣に提出する書類は、所轄地方運輸局長を コ しなければならない。

18. 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律

1. 次の文書中の□□□□に入れるべき適当な語句又は数字を解答欄に記入せよ。

(10点)

- (1) 国際航海船舶のうち国際航海日本船舶の所有者は、当該国際航海日本船舶に対して行われるおそれがある□□□□を防止するため、当該国際航海日本船舶の保安の確保のために必要な措置を適確に講じなければならない
- (2) 船舶保安規程承認申請書には、船舶保安規程、□□□□、一般配置図、船体中央横断面図、船舶警報通報装置の構造及び配置を示す図面並びに制限区域を示す図面を添付しなければならない。
- (3) 国際航海日本船舶の所有者は、当該国際航海日本船舶を初めて□□□□に従事させようとするときは、当該国際航海日本船舶に係る□□□□等の設置、□□□□の実施、船舶保安統括者の選任、□□□□の選任、操練の実施、船舶保安記録簿の備付け並びに□□□□の備置き及びその適確な実施について国土交通大臣の行う定期検査を受けなければならない。
- (4) 臨時船舶保安証書の有効期間は、□□□□とする。ただし、その有効期間は、国際航海日本船舶の所有者が国際航海日本船舶について□□□□の交付を受けたときは、□□□□したもののみなす。

1. 憲法 模範解答

| | | | | | |
|-----|--|------|--|----|--|
| 受験地 | | 受験番号 | | 氏名 | |
|-----|--|------|--|----|--|

| | |
|----|--|
| 採点 | |
|----|--|

1.

| | | | |
|------|-------|----|-------|
| ア | イ | ウ | エ |
| 司法官憲 | 個人の尊厳 | 条例 | 社会的身分 |
| オ | カ | | |
| 公の弾劾 | 連署 | | |

2.

| | | |
|---|---|---|
| ア | イ | ウ |
| × | ○ | × |
| エ | オ | カ |
| × | ○ | × |
| キ | ク | |
| ○ | ○ | |

2. 民法 模範解答

| | | | | | |
|-----|--|------|--|----|--|
| 受験地 | | 受験番号 | | 氏名 | |
|-----|--|------|--|----|--|

| | |
|----|--|
| 採点 | |
|----|--|

1.

| | | | |
|-----|-------|-------|-----|
| ア | イ | ウ | エ |
| 要素 | 等しい割合 | 自己の費用 | 違約金 |
| オ | カ | | |
| 賃貸借 | 保管 | | |

2.

| | | |
|---|---|---|
| ア | イ | ウ |
| ○ | × | ○ |
| エ | オ | カ |
| × | ○ | ○ |
| キ | ク | |
| × | ○ | |

3. 商法 模範解答

| | | | | | |
|-----|--|------|--|----|--|
| 受験地 | | 受験番号 | | 氏名 | |
|-----|--|------|--|----|--|

| | |
|----|--|
| 採点 | |
|----|--|

1.

| | | | |
|------|-------|-------|------|
| ア | イ | ウ | エ |
| 第三者 | 4分の1 | 船積期間内 | 先取特権 |
| オ | カ | | |
| 属具目録 | 利害関係人 | | |

2.

| | | |
|---|---|---|
| ア | イ | ウ |
| × | ○ | × |
| エ | オ | カ |
| × | ○ | ○ |
| キ | ク | |
| × | ○ | |

4. 国土交通省設置法 模範解答

| | | | | | |
|-----|--|------|--|----|--|
| 受験地 | | 受験番号 | | 氏名 | |
|-----|--|------|--|----|--|

| | |
|----|--|
| 採点 | |
|----|--|

1.

| | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| (1) | (ハ) | (2) | (ハ) | (3) | (ロ) |
| (4) | (ハ) | (5) | (ホ) | | |

2.

| | | | | | |
|-----|-------|-----|---------|-----|---------|
| (1) | 海事振興部 | (2) | 海事振興部 | (3) | 海上安全環境部 |
| (4) | 海事振興部 | (5) | 海上安全環境部 | | |

5. 船員法 模範回答

| | | | | | |
|-----|--|------|--|----|--|
| 受験地 | | 受験番号 | | 氏名 | |
|-----|--|------|--|----|--|

| | |
|----|--|
| 採点 | |
|----|--|

1.

| | | | |
|---------------------|-------------------|---------------------|-------------------------------|
| ア | イ | ウ | エ |
| 船舶管理人 (法第5条) | 船舶借入人 (法第5条) | 確認 (法第38条) | 特殊性 (法第52条) |
| オ | カ | キ | ク |
| 通貨 (法第53条第1項) | 基準労働期間 (法第61条) | 臨時の必要 (法第64条第1項) | 協議 (法第77条第1項) |
| ケ | コ | サ | シ |
| 法定代理人 (法第84条第1項) | 職務上 (法第89条第1項) | 労働協約 (法第99条第1項) | 甲板部の航海当直部員 (規則第77条の2の3第1項) |

注：()内の条項は参考までに記したものの。

2. 船舶の存否が一箇月間分らないとき

解説

法第39条第2項の規定を参照。

3. 船内で使用される船長以外の乗組員で労働の対償として給料その他の報酬を支

払われる者

解説

法第2条第1項の規定を参照。

4. 時間外労働をさせる必要がある具体的事由

対象となる海員の職務及び員数

作業の種類

労働時間の制限を超えて作業に従事させることができる期間及び時間数の限度並びに当該限度を遵守するための措置

解説

施行規則第42条の9の2第2項の規定を参照。

6. 船員職業安定法 模範解答

| | | | | | |
|-----|--|------|--|----|--|
| 受験地 | | 受験番号 | | 氏名 | |
|-----|--|------|--|----|--|

| | |
|----|--|
| 採点 | |
|----|--|

1.

| | | |
|---|---|---|
| ア | イ | ウ |
| ② | ⑤ | ⑦ |
| エ | オ | |
| ⑪ | ⑮ | |

2.

| | | |
|-----|-----|-----|
| (1) | (2) | (3) |
| ○ | × | × |
| (4) | (5) | |
| × | ○ | |

7. 船舶職員及び小型船舶操縦者法 模範解答

| | | | | | |
|-----|--|------|--|----|--|
| 受験地 | | 受験番号 | | 氏名 | |
|-----|--|------|--|----|--|

| | |
|----|---|
| 採点 | 点 |
|----|---|

1.

| | | | |
|------|-------|-----|----|
| ア | イ | ウ | エ |
| 船舶職員 | 航行の安全 | 借入人 | 五年 |

| | | | |
|----|----|----|----|
| オ | カ | キ | ク |
| 一年 | 乗船 | 一日 | 早く |

2.

| | | | | | |
|---|------|-----|-------|------|----|
| ア | イ | ウ | エ | オ | カ |
| 2 | 戸籍抄本 | 住民票 | 操縦免許証 | 乗船履歴 | 6月 |

3.

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・酒酔い等操縦の禁止 ・船外への転落に備えた措置 ・危険操縦の禁止 等 |
|---|

4. (1)

| | |
|---|---|
| × | (2) 法施行規則では、異なる乗船履歴の合算について規定されており、必要な乗船期間に達しない2以上の異なる乗船履歴を有するときは、それぞれの種類の乗船履歴に必要な最短乗船期間の比例により、いずれか最短乗船期間の長い方の履歴に換算して、これを通算することができる。設問の事例についてこの規定を適用すると、総トン数20トン以上の船舶に六級海技士の資格で船長又は航海士として乗り組んだ履歴（種類①の履歴とする）6ヶ月は、総トン数10トン以上の船舶に乗り組みその運航に携わった履歴（種類②の履歴とする）18ヶ月に換算されるので（6月×種類②の履歴で必要な最低乗船履歴3年/種類①の履歴で必要な最低乗船履歴1年）、当該事例の2つの履歴は通算の結果種類②の履歴2年10ヶ月となり、五級海技士（航海）の試験を受けるのに必要な乗船履歴を有していないことがわかる。 |
|---|---|

※乗船履歴の合算の規定に言及・・・1点

当該規定の合算方法を設問の事例に正しく適用していることが明らか・・・1点

8. 海上運送法 模範解答

| | | | | | |
|-------|--|---------|--|-----|--|
| 受 験 地 | | 受 験 番 号 | | 氏 名 | |
|-------|--|---------|--|-----|--|

| | |
|-----|--|
| 採 点 | |
|-----|--|

1.

| |
|-------|
| ア |
| 13人以上 |

| |
|-----|
| エ |
| 寄港地 |

| |
|------|
| イ |
| 30日前 |

| |
|------------|
| オ |
| 特定旅客定期航路事業 |

| |
|------|
| ウ |
| 乗合旅客 |

| |
|------|
| カ |
| 行政手続 |

2.

| |
|-----|
| (1) |
| エ |

| |
|-----|
| (3) |
| ウ |

| |
|-----|
| (2) |
| イ |

| |
|-----|
| (4) |
| イ |

9. 港湾運送事業法 模範解答

| | | | | | |
|-----|--|------|--|----|--|
| 受験地 | | 受験番号 | | 氏名 | |
|-----|--|------|--|----|--|

| | |
|----|--|
| 採点 | |
|----|--|

1.

| | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|
| (1) | (2) | (3) | (4) | (5) |
| ○ | × | × | ○ | × |

2.

| | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|
| (1) | (2) | (3) | (4) | (5) |
| ア | イ | ウ | エ | オ |
| ⑦ | ④ | ⑧ | ⑩ | ⑪ |

10. 内航海運業法 模範解答

| | | | | | |
|-----|--|------|--|----|--|
| 受験地 | | 受験番号 | | 氏名 | |
|-----|--|------|--|----|--|

| | |
|----|---|
| 採点 | 点 |
|----|---|

1.

| | | | | |
|-------|----|----|-----|------------|
| ア | イ | ウ | エ | オ |
| 公共の福祉 | 登録 | 三十 | 貸渡し | 内航運送 約款 |

| | | | | |
|------------|----|----|----|----|
| カ | キ | ク | ケ | コ |
| 運航管理 規程 | 安全 | 勧告 | 報告 | 聴聞 |

11. 港則法 模範解答

| | | | | | |
|-----|--|------|--|----|--|
| 受験地 | | 受験番号 | | 氏名 | |
|-----|--|------|--|----|--|

| | |
|----|--|
| 採点 | |
|----|--|

1.

| | |
|------|-----|
| ア | イ |
| 船舶交通 | 整とん |
| ウ | エ |
| トン数 | 積載物 |
| オ | カ |
| 雑種船 | 修繕 |
| キ | |
| 港長 | |

2.

| | | |
|-----|-----|-----|
| (1) | (2) | (3) |
| A | C | C |

12. 海上交通安全法 模範解答

| | | | | | |
|-----|--|------|--|----|--|
| 受験地 | | 受験番号 | | 氏名 | |
|-----|--|------|--|----|--|

| | |
|----|---|
| 採点 | 点 |
|----|---|

1.

| | |
|-----------------|-------------|
| ア | イ |
| 船舶交通 | 危険 |
| ウ | エ |
| 中ノ瀬 | 明石海峡 |
| オ | カ |
| 許可 | 3月 (3ヶ月) |
| キ | |
| 前日正午 (前日の正午) | |

2.

| | | |
|---|---|---|
| ア | イ | ウ |
| ③ | ⑧ | ⑤ |

13. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 模範解答

| | | | | | |
|-----|--|------|--|----|--|
| 受験地 | | 受験番号 | | 氏名 | |
|-----|--|------|--|----|--|

| | | |
|----|--|---|
| 採点 | | 点 |
|----|--|---|

1.

| | | |
|-----|-----|-----|
| (1) | (2) | (3) |
| イ | ロ | ロ |

| | |
|-----|-----|
| (4) | (5) |
| ハ | イ |

2.

| |
|-----|
| (1) |
| × |

| |
|-----|
| (2) |
| ○ |

| |
|-----|
| (3) |
| × |

| |
|-----|
| (4) |
| × |

| |
|-----|
| (5) |
| ○ |

14. 船舶法 模範解答

| | | | | | |
|-----|--|------|--|----|--|
| 受験地 | | 受験番号 | | 氏名 | |
|-----|--|------|--|----|--|

| | | |
|----|--|---|
| 採点 | | 点 |
|----|--|---|

1.

| | | | | |
|----|----|----|---|----|
| ア | イ | ウ | エ | オ |
| 15 | 21 | 11 | 8 | 36 |

| | | | | |
|----|----|----|----|----|
| カ | キ | ク | ケ | コ |
| 13 | 10 | 19 | 18 | 29 |

2.

| | | | | |
|----|----|----|----|---|
| ア | イ | ウ | エ | オ |
| 10 | 16 | 12 | 31 | 7 |

| | | | | |
|----|---|---|----|----|
| カ | キ | ク | ケ | コ |
| 25 | 2 | 8 | 22 | 33 |

15. 船舶安全法 模範解答

| | | | | | |
|-----|--|------|--|----|--|
| 受験地 | | 受験番号 | | 氏名 | |
|-----|--|------|--|----|--|

| | |
|----|--|
| 得点 | |
|----|--|

1.

| | | | | |
|-----|----|----|--------|----|
| ア | イ | ウ | エ | オ |
| 堪航性 | 安全 | 航行 | 船舶検査証書 | 平水 |

| | | | | |
|---|----|--------|----|-----|
| カ | キ | ク | ケ | コ |
| 六 | 検査 | 船舶検査手帳 | 書換 | 手数料 |

2.

| | | | | |
|----|---|----|----|---|
| ア | イ | ウ | エ | オ |
| 15 | 6 | 26 | 21 | 5 |

| | | | | |
|----|----|----|----|----|
| カ | キ | ク | ケ | コ |
| 11 | 16 | 20 | 22 | 12 |

16. 船舶のトン数の測度に関する法律 模範解答

| | | | | | |
|-----|--|------|--|----|--|
| 受験地 | | 受験番号 | | 氏名 | |
|-----|--|------|--|----|--|

| | |
|----|---|
| 採点 | 点 |
|----|---|

1.

(1)

| | | |
|---|---|----|
| ア | イ | ウ |
| 2 | 4 | 11 |

(2)

| | | |
|----|----|----|
| エ | オ | カ |
| 16 | 22 | 20 |

(3)

| | |
|----|----|
| キ | ク |
| 23 | 28 |

(4)

| | |
|----|----|
| ケ | コ |
| 26 | 32 |

17. 造船法 模範解答

| | | | | | |
|-----|--|------|--|----|--|
| 受験地 | | 受験番号 | | 氏名 | |
|-----|--|------|--|----|--|

| | | |
|----|--|---|
| 採点 | | 点 |
|----|--|---|

| | | |
|----|----|----|
| ア | イ | ウ |
| 二十 | 十五 | 五百 |

| | | |
|----|----|-----|
| エ | オ | カ |
| 五十 | 許可 | 八十五 |

| | | |
|----|--------|---------|
| キ | ク | ケ |
| 委任 | 設備使用廃止 | 生産状況報告書 |

| |
|----|
| コ |
| 経由 |

18. 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律 模範解答

| | | | | | |
|-----|--|------|--|----|--|
| 受験地 | | 受験番号 | | 氏名 | |
|-----|--|------|--|----|--|

| | |
|----|--|
| 採点 | |
|----|--|

1.

| | | | |
|----------|---------|--------|----------|
| ア | イ | ウ | エ |
| 危害行為 | 船舶保安評価書 | 国際航海 | 船舶警報通報装置 |
| オ | カ | キ | ク |
| 船舶指標対応措置 | 船舶保安管理者 | 船舶保安規程 | 六月（6ヶ月） |
| ケ | コ | | |
| 船舶保安証書 | 満了 | | |

平成17年海事代理士口述試験問題及び模範解答

(注 意)

口述試験の問題についてはテーマです。試験官は、このテーマに沿って出題し、解答例を念頭に置いた質問を実施しました。

○ 船舶法

凡例：「法」とは、船舶法をいう。

「則」とは、船舶法施行細則をいう。

「登令」とは、船舶登記令をいう。

問 日本船舶の国籍要件について（法1条）

解答例

- ① 官公庁船（国又は地方公共団体の所有する船舶）
- ② 日本人の所有する船舶
- ③ 日本の法令で設立された会社（株式会社、有限会社、合資会社及び合名会社）であって、当該会社の代表者（代表取締役）の全員及び業務を執行する役員（代表取締役を含む取締役）の3分の2以上の者が日本人である者の所有する船舶
- ④ 日本の法令で設立された法人（会社を除く。）であって、当該法人の代表者の全員が日本人である者の所有する船舶

問 船舶法上の船籍港の定め方の原則について（法4条、則3条）

解答例

- ① 日本国内であること。
- ② 市町村の名称によること。（ただし、東京都の特別区は都の名称とすること。）
- ③ 船舶が航行できる水面に接していること。
- ④ 船舶所有者の住所に定めること。

問 船舶国籍証書の交付を受けている船舶の所有者が抹消登録を申請すべき場合について（法14条）

解答例

- ① 滅失
- ② 沈没
- ③ 解撤
- ④ 国籍喪失
- ⑤ 3ヶ月存否不明
- ⑥ 船舶法第20条に掲げる船舶（総トン数20トン未満又は端舟ろかい舟）になった場合

問 日本船舶を取得してから船舶国籍証書の交付を受けるまでの所要の手續について
(法 4、5 条、登令 4 条)

解答例

- ① 船舶所有者は、
- ② 日本国内に船籍港を定め、
- ③ 船籍港を管轄する管海官庁に、
- ④ 当該船舶の総トン数の測度を申請しなければならない。
(→測度実施→船舶件名書謄本等交付)
- ⑤ その後、船籍港を管轄する登記所に、
- ⑥ 当該船舶の所有権の保存登記を申請しなければならない。
(→登記→登記済証交付)
- ⑦ 登記後、管海官庁に、
- ⑧ 当該船舶の登録を申請しなければならない。
(→登録→船舶国籍証書交付)

問 船舶国籍証書の交付を受けている船舶が譲渡された場合の手續について
(法 10、11 条、則 31、35 条、登令 4 条)

解答例

- ① 新たな所有者（譲受人）は、譲渡人と共同して、
- ② 船籍港を管轄する登記所に、
- ③ 所有権移転の登記を申請しなければならない。
- ④ 登記後、管海官庁に、
- ⑤ 変更登録を申請しなければならない。
- ⑥ 変更登録申請と同時に、
- ⑦ 船舶国籍証書の書換を申請しなければならない。
- ⑧ 書換後の船舶国籍証書の交付を受けたときは、遅滞なく書換前の船舶国籍証書を返還しなければならない。

問 船舶国籍証書の交付を受けている船舶の総トン数に変更があった場合の手續について
(法 9、10、11 条、則 31、35 条)

解答例

- ① 船舶所有者は、
- ② 船籍港を管轄する管海官庁に、
- ③ 総トン数の改測を申請しなければならない。
(→改測→総トン数計算書謄本、変更事項通知書)
- ④ その後、管海官庁に変更登録を申請しなければならない。
- ⑤ 変更登録申請と同時に、
- ⑥ 船舶国籍証書の書換を申請しなければならない。
(→管海官庁から船籍港を管轄する登記所に船舶表示変更登記を嘱託)

- ⑦ 書換後の船舶国籍証書の交付を受けたときは、遅滞なく書換前の船舶国籍証書を返還しなければならない。

問 船舶国籍証書の交付を受けている船舶の船籍港を変更した場合の手續について
(法 10、11 条、則 20、31、35 条)

解答例

- ① 船舶所有者は、
- ② 管海官庁に、
- ③ 変更登録を申請しなければならない。
- ④ 変更登録申請と同時に、
- ⑤ 船舶国籍証書の書換を申請しなければならない。
(→管海官庁から船籍港を管轄する登記所に船舶表示変更登記を囑託)
- ⑥ 書換後の船舶国籍証書の交付を受けたときは、遅滞なく書換前の船舶国籍証書を返還しなければならない。

問 船舶国籍証書の検認を受けなければならない期日について (法 5 条ノ 2)

解答例

- ① 船舶国籍証書の交付を受けた日又は前回検認を受けた日から、
- ② 総トン数 100 トン以上の鋼製船舶は 4 年を、
- ③ 総トン数 100 トン未満の鋼製船舶は 2 年を、
- ④ 木製船舶は 1 年を、
- ⑤ 経過した後、国土交通大臣の定める期日 (又は船籍港を管轄する管海官庁により延期された期日)

問 抹消登録を行わなければならない場合において、船舶所有者がその手續を行わないときにとられる措置について (法 14 条)

解答例

- ① 管海官庁は、
- ② 1 ヶ月以内に抹消登録の手續を行うべきことを、
- ③ 船舶所有者に催告し、
- ④ 正当な理由なくしてなお船舶所有者が手續を行わないときは、
- ⑤ 職権をもって抹消の登録を行うことができる。

問 仮船舶国籍証書の交付を受けられる場合について (法 13、15、16、17、19 条)

解答例

- ① 外国の港に碇泊中に、船舶国籍証書又は仮船舶国籍証書が滅失若しくは毀損し、又は記載事項に変更があった場合
- ② 外国に航行する途中に、上記①の事由が生じた場合
- ③ 日本国内において、船舶を取得した地を管轄する管海官庁の管轄区域外に船籍港を定める場合

- ④ 外国において船舶を取得した場合
- ⑤ 仮船舶国籍証書の有効期間を超え、やむを得ない事由がある場合

問 船舶国籍証書の書換又は再交付が必要となる場合について（法 11、12 条）

解答例

（船舶国籍証書の書換について）

- ① 船舶国籍証書の記載事項に変更を生じた場合
- ② 船舶国籍証書が毀損した場合

（船舶国籍証書の再交付について）

- ③ 船舶国籍証書が滅失した場合

問 船舶国籍証書を管海官庁に返還しなければならない場合について

（法 14 条、則 35、36 条）

解答例

- ① 船舶登録を抹消した場合
- ② （記載事項変更又は毀損による）船舶国籍証書の書換により新証書の交付を受けた場合
- ③ （外国の港で碇泊中又は外国に航行する途中に船舶国籍証書の毀損又は記載事項変更により）仮船舶国籍証書の交付を受けた場合

問 仮船舶国籍証書の有効期間について（法 17 条、則 38 条）

解答例

- ① 外国において交付する場合は 1 年以内で、
- ② 国内において交付する場合は 6 ヶ月以内で、
- ③ 船籍港に到着できる期間又は船舶国籍証書の交付を受けることができる期間を標準として管海官庁が定める期間
（ただし、船舶が船籍港に到着したときは、有効期間満了前でも効力を失う。）

問 船体に船名を標示しなければならない場所について（則 44 条）

解答例

- ① 船首両舷の外部
- ② 船尾外部の見やすい場所

○ 船舶安全法

問 船舶安全法において掲げられる日本船舶の航行供用の要件について

解答例

- * 日本船舶は船舶安全法に従って、堪航性を保持しかつ人命の安全を保持するのに必要な施設を有すること

問 法第3条において満載喫水線の標示が義務付けられている船舶の例を挙げよ

解答例

- ① 遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶
- ② 沿海区域を航行区域とする長さ24メートル以上の船舶
- ③ 総トン数20トン以上の漁船

問 船舶安全法第5条に定められている検査について提示せよ

解答例

- * 定期検査、中間検査、臨時検査、臨時航行検査、特別検査

問 法第5条の検査を省略する制度について1つ提示し説明せよ

解答例

- ① 予備検査制度
- ② 型式承認制度
- ③ 製造事業場認定制度
- ④ 整備事業場認定制度

問 登録船級協会により船級の登録が行われている船舶の検査に関する取扱い

解答例

- * 旅客船以外の船舶は、管海官庁の検査を受けこれに合格したものと見なされる。
(管海官庁による第5条の検査等が省略される。)

問 船舶検査証書に記載される航行上の条件を提示せよ。

解答例

- ① 航行区域
- ② 最大搭載人員
- ③ 制限気圧
- ④ 満載喫水線の位置

○ 船員法

問 船長が、船員法第19条に基づく報告を行わなければならないのは、どのようなときか。2つ述べよ。

解答例

- ① 船舶の衝突、乗揚、沈没、滅失、火災、機関の損傷その他の海難が発生したとき。
- ② 人命又は船舶の救助に従事したとき。
- ③ 無線電信によって知ったときを除いて、航行中他の船舶の遭難を知ったとき。
- ④ 船内にある者が死亡し、又は行方不明となったとき。
- ⑤ 予定の航路を変更したとき。
- ⑥ 船舶が抑留され、又は捕獲されたときその他船舶に関し著しい事故があったとき。

問 船舶所有者は、予備船員を解雇しようとする場合においては、少なくとも30日前にその予告をしなければならないが、30日前に予告をしない場合、船舶所有者が当該予備船員に支払わなければならないものは何か。

解答例

- * 1箇月分の給料の額と同額の予告手当

問 日本人船員が受有する船員手帳の有効期間は、いつからどのくらいの期間か。

解答例

- * 交付、再交付又は書換えを受けたときから十年間有効。

問 船舶所有者が、船員の被扶養者に行方不明手当を支払わなければならないのは、何ヶ月間か。

解答例

- * 三箇月

問 船員労務官が、国土交通大臣の権限を即時に行い、船舶の航行の停止を命じ、又はその航行を差し止めることができるのは、どのようなときか。

解答例

- * 船舶の航海の安全を確保するため緊急の必要があると認めるとき

○ 船舶職員及び小型船舶操縦者法

凡例：「法」とは、船舶職員及び小型船舶操縦者法をいう。

「令」とは、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令をいう。

「則」とは、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則をいう。

問 定義について（法 2 条②③、法 2 条④、則 2 条の 7）

解答例

- * 船舶職員とは、船長、航海士、機関長、機関士、通信長、通信士、運航士
- * 小型船舶とは
 - ① 総トン数 20 トン未満の船舶
 - ② 一人で操縦を行う構造の船舶でスポーツ又はレクリエーションの用のみに供する長さ 24 メートル未満の船舶

問 法が適用除外となる船舶について（則 2 条②）

解答例

- * 長さ 3 メートル未満、推進機関の出力 1.5 キロワット未満の船舶 など

問 海技試験（操縦試験）について（法 23 条の 9 ②、則 37 条①、則 52 条、則 98 条）

解答例

- * 操縦試験は、身体検査、学科試験及び実技試験
- * 海技試験の筆記試験合格の有効期間は、筆記試験合格日から 15 年まで
- * 海技試験の申請書類は、海技試験を受ける地を管轄する地方運輸局を經由して国土交通大臣に提出
- * 一級小型船舶操縦士試験を受験できる年齢は、17 歳 9 月以上

問 海技免状（操縦免許証）の有効期間の更新手続き等について（法 7 条の 2 ①③、則 9 条の 3、則 9 条の 5 ①、則 9 条の 5 の 3）

解答例

- * 有効期間は 5 年
- * 更新申請ができる期間は、有効期間が満了する日以前 1 年以内から
- * 更新要件は、
 - ① 身体適性基準を満たす
 - ② 乗船履歴を有する者、更新講習の課程を修了した者 など
- * 海技免状の更新に必要な乗船履歴は、総トン数 20 トン以上の船舶に船舶職員として 1 年以上乗り組んだ履歴 など
- * 更新期間前に更新申請ができる場合は、
 - ① 本邦以外の地に更新期間の全期間を通じて滞在する者の場合
 - ② 二以上の海技免状受有者で、一の海技免状が則 9 条の 5 による更新申請がで

きる場合 など

問 二級小型船舶操縦士の航行区域について（令別表第二備考2、則128条）

解答例

- * 各海岸から5海里以内 など

問 海技免許の限定の種類について（法5条②～⑥）

解答例

- * 履歴限定、船橋当直限定、機関限定 など

問 平成15年6月以前の免許について（法14年経過措置政令1条）

解答例

- * 旧四級小型船舶操縦士の免許は、現在、二級小型船舶操縦士及び特殊小型船舶操縦士とみなされる

問 海技免許の取消し等を行うことができる場合（法10条）

解答例

- * 船舶職員及び小型船舶操縦者法又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき
- * 船舶職員としての職務又は小型船舶操縦者としての業務を行うに当たり、海上衝突予防法その他の他の法令に違反したとき など

問 海技免許講習の種類（法17条の2①、法別表第一）

解答例

- * レーダー観測者講習、救命講習、消火講習、航海英語講習 など

問 乗組み基準の特例が認められる場合（法20条、則63条）

解答例

- * 船舶が特殊の構造又は装置を有していること、航海の態様が特殊であること など